

## 獣医師法第22条の規定に基づく届出について

平成28年は獣医師法第22条に基づく、2年に一度の獣医師の届出を行う年になっております。

広島県に在住で獣医師免許をお持ちの方は、業務の種類及び内容にかかわらず、平成28年12月31日現在の状況(住所、氏名及び勤務先等)を、必ず平成29年1月1日～1月31日の受付期間中に、広島県農水産振興部長畜産課又は各家畜保健衛生所へ郵送等により提出してください。

届出用紙が必要な方は、下記の様式を印刷して御利用ください。

## 獣医師法第22条の届出について

獣医師の分布、就業状況及び異動状況等の的確な把握は、獣医事行政の的確な遂行のために重要であることから、獣医師は、2年毎に住所、氏名、就業状況及び勤務先等を届け出ることが義務付けられています。

獣医師法施行規則（以下「規則」という。）第13条第1項により、平成の年号では偶数年の12月31日現在の状況を翌年の1月31日までに届け出ることとされており、その事項は、規則第13条第2項の規定により、第6号様式と示されています。

この届出は、全ての獣医師（海外に在住している者を除く）に課された義務です。届出をしなかった場合は、獣医師法第8条第2項の規定により業務の停止が命ぜられたり、免許が取り消されることがあります。

なお、期限までにされなかった届出は、この届出とは認められません。

### 注 意

提出先は下記の各家畜保健衛生所になります。

家畜保健衛生所の所在地

- (1) 広島県西部家畜保健衛生所

■住所

〒739-0013

東広島市西条御条町1-15

電話 (082) 423-2441

- (2) 広島県東部家畜保健衛生所

■住所

〒720-8511

福山市三吉町一丁目1-1

電話 (084) 921-1311

- (3) 広島県北部家畜保健衛生所

■住所

〒727-0011

庄原市東本町一丁目4-1

電話 (0824) 72-2015

○獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）（抜粋）

（届出義務）

**第二十二条** 獣医師は、農林水産省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年一月三十一日までに、その住所地を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

○獣医師法施行規則（昭和二十四年農林水産省令第九十三号）（抜粋）

（届出）

**第十三条** 法第二十二条の農林水産省令で定める二年ごとの年は、昭和五十七年及び同年以降二年ごとの各年とする。

2 法第二十二条（法附則第十一項後段及び法附則第十五項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、第六号様式によらなければならない。

(1)登録番号	第 号	(2)本籍地の属する 都道府県名	都道府県
(3)登録年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日	(4)生年月日	1 平成 2 昭和 3 大正 年 月 日 4 明治
(5)氏名 ふりがな			(6)性別 男・女
(7)現住所	〒 □□□-□□□□ 電話( - - ) 都道府県 市区町村		
(8)主たる職業 ((9)から(11)の各項目について最も該当するものを○で囲むこと。)			
(9)業務の種類	(10)業務の内容	(11)勤務先	
I 産業動物診療 i 牛 ii 馬 iii 豚 iv 鶏 v その他 II 小動物診療 i 犬 ii 猫 iii 小鳥 III I 及び II 以外の診療 IV 診療以外の業務であって 獣医学上の知識を必要とするもの V 獣医学上の知識を必要としない業務 VI 無職  (I 又は II を○で囲んだ者は、 I の i から v まで又は II の i から iii までの主たる対象を一つ選択し、 ○で囲むこと。)	1 自ら開設する診療施設において診療の 業務に従事(開設者又は法人代表者) 2 他の者が開設する診療施設において診 療の業務に従事 3 自ら往診のみによって診療の業務に従 事 4 他の者に雇用され往診のみによって診 療の業務に従事 5 行政事務に従事 ア 農林畜産 イ 公衆衛生 ウ 環境 エ その他 6 試験研究に従事(大学勤務を除く。) 7 獣医系大学で教育に従事 (教官又は教員) 8 獣医系大学の勤務者(大学院生を含 む。)で7以外に従事 9 獣医系大学以外で教育に従事 (教官又は教員) 10 その他の業務に従事 ア 製薬 イ 飼料 ウ その他  (5又は10を○で囲んだ者は、5のAからEまで又は10 のAからUまでの該当する分野を一つ選択し、○で 囲むこと。)	01 個人診療施設 02 農業協同組合 03 農業共済組合、農業共済組 合連合会又は特定組合 04 国 05 都道府県 06 市町村 07 独立行政法人 08 国立大学法人 09 私立学校 10 競馬関係団体 11 民間企業 12 公益法人、一般社団法人 等 13 その他  (04から06までのいずれかを○で囲んだ 者は、①から⑥までの番号を一つ選択 し、○で囲むこと。)  ①本庁等 ②検査指導機関 ③家畜保健衛生所等 ④保健所等 ⑤食肉衛生検査所等 ⑥その他	
(12)勤務先の名称 ふりがな			
(13)勤務先の所在地	〒 □□□-□□□□ 電話( - - ) 都道府県 市区町村		
(14)従たる職業の概要			
(15)備考			

## 注意

- 1 登録年月日には、最初に獣医師名簿に登録された年月日を記入すること。
- 2 主たる職業の業務の種類は、次のとおりとする。
  - 一 産業動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏又はうずらであるものをいう。
  - 二 小動物診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が犬、猫又は獣医師法施行令(平成四年政令第二百七十三号)第二条各号に掲げる飼育動物(以下「小鳥」という。)であるものをいう。
  - 三 I 及びII以外の診療とは、動物の診療であって、最近における主たる対象が牛、馬、めん羊、山羊、豚、鶏、うずら、犬、猫及び小鳥以外の動物であるものをいう。
- 3 勤務先について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - 一 特定組合 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第五十三条の二第四項に規定する特定組合をいう。
  - 二 公益法人 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二条第三号に規定する公益法人をいう。
  - 三 一般社団法人等 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第二条第一号に規定する一般社団法人等をいう。
- 4 従たる職業の概要には、(9)欄及び(10)欄から該当する番号を併せ記入すること。また、(9)欄のI又はIIを業務の種類として選択した場合には、Iのiからvまで又はIIのiからiiiまでの主たる対象を一つ記入し、(10)欄の5又は10を業務の内容として選択した場合には、5のアからエまで又は10のアからウまでの該当する分野を一つ記入すること。
- 5 届出書が経由される都道府県が前回と異なる場合は、前回の都道府県名を備考欄に記入すること。